

# 愛知県犯罪被害者等支援に関する指針 別冊



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

令和8年3月



## <はじめに（別冊の位置づけ）>

本県では、令和5年3月、愛知県犯罪被害者等支援条例第8条に規定する「支援に関する指針」として、愛知県における犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、犯罪被害者等支援についての基本的な方針、施策、その他支援を推進するために必要な事項を定めた「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」（以下、「指針」という。）を策定しました。

本別冊は、指針に示された犯罪被害者等支援についての基本的な方針に基づき、令和8年度に県が行う犯罪被害者等支援を目的とする事業のほか、犯罪被害者等支援に活用できる施策をとりまとめたものです。

## 目 次

### 柱1「犯罪被害者等に対する支援フローの確立」

#### 総合的な支援体制の整備

- 1 総合的対応窓口の設置及び相談体制の充実等 6
- 2 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進等 6
- 3 民間支援団体等に対する連携の促進 6
- 4 愛知県内の市町村における犯罪被害者等支援体制の充実 7
  - (1) 愛知県内における犯罪被害者等支援に関する市町村条例制定の促進 7
  - (2) 市町村担当者に対する研修の実施等 7
- 5 「犯罪被害者支援ハンドブックあいち」の更新・公表 7

#### 相談、情報の提供等

- 1 総合的対応窓口の設置及び相談体制の充実等【再掲】 7
- 2 警察における相談体制の充実
  - (1) 犯罪被害者等に対する相談体制充実 8
  - (2) 犯罪被害者等に対する支援体制の充実 8
  - (3) 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施 8
  - (4) 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実 9
- 3 心に悩みをもつ犯罪被害者等への対応 9
- 4 児童虐待への相談対応など
  - (1) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実 9
  - (2) 学校における教育相談体制の充実等 9
  - (3) 被害児童からの事情聴取における配慮等 9
  - (4) 県全域での関係機関のネットワーク強化 9
  - (5) 増加する児童虐待相談に対応するための体制強化 10
  - (6) SNSによる相談対応など 10
- 5 性犯罪・性暴力被害への相談対応等
  - (1) 「性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター」における相談対応等 10
  - (2) 性犯罪・性暴力被害者支援相談窓口の広報啓発 10
  - (3) 性犯罪・性暴力被害者への支援体制の構築 10
  - (4) 女性警察官の配置等 11
  - (5) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 11
- 6 DV被害等への相談対応等 11
  - (1) 女性弁護士による法律相談等 11
  - (2) 「ひとり親家庭福祉制度のしおり」等による情報の提供など 11
  - (3) ひとり親家庭等への情報の提供 11

(4) 児童相談所虐待対応ダイヤル等による相談体制の強化	12
(5) 複雑かつ多様化する相談状況に対応するための体制強化等	12
(6) 外国人DV被害者への対応	12
(7) 被害者の自立に向けた支援の実施	12
7 交通事故・事件の被害者への相談対応等	13
8 労働問題への相談対応	13

## 民間支援団体に対する支援

1 情報の提供と運営・活動への協力	13
2 コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等	14

## 個人情報の適切な管理

1 支援従事者に対する個人情報の適切な配慮に係る啓発	14
2 報道発表に対する配慮	14

## 柱2「多岐にわたる支援ニーズへの対応」

### 心身に受けた影響からの回復

1 様々な犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施	15
(1) カウンセリング技能を有する職員の配置と犯罪被害者へのカウンセリングの実施	15
(2) 被害児童に対するカウンセリングの実施	15
2 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等	15
3 高次脳機能障害の方への支援	15
4 一時保護施設における心理ケアの実施に向けた取組	15
5 「性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター」における相談対応等【再掲】	16
6 ひとり親家庭等への情報の提供【再掲】	16
7 精神保健福祉センター及び保健所における相談の実施	16

### 安全の確保

1 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等	16
2 再被害の防止に向けた適切な加害者処置	17
3 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組	17
4 一時保護における多様な保護対象に対する安全確保の取組	17
5 一時保護施設における支援の充実及び体制の強化等	17
6 一時保護における被害者及び職員の安全確保に向けた取組	18
7 市町村に対する緊急一時保護実施の働きかけ等	18
8 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	18

## 居住の安定等

- |   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 県営住宅への入居に係る配慮等                  | 18 |
| 2 | DV被害者の優先入居等の実施に係る市町村への働きかけ      | 19 |
| 3 | 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給        | 19 |
| 4 | 公費負担制度による支援（一時避難措置、ハウスクリーニング費用） | 19 |

## 雇用の安定等

- |   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | DV被害者及び若年の犯罪被害者等への就業支援等 | 19 |
| 2 | ひとり親家庭等に対する就業支援         | 19 |
| 3 | 県民、事業者等に対する被害者等支援の広報啓発  | 20 |

## 経済的負担の軽減

- |    |                                       |    |
|----|---------------------------------------|----|
| 1  | 犯罪被害者等に対する給付金制度等の運用                   | 20 |
| 2  | 性犯罪被害者等への医療費等の負担軽減                    | 20 |
| 3  | ひとり親家庭への経済的な支援等                       | 21 |
| 4  | 学校における授業料の減免等                         | 21 |
| 5  | 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給【再掲】          | 21 |
| 6  | 公費負担制度による支援（一時避難措置、ハウスクリーニング費用）【再掲】   | 21 |
| 7  | 冊子、リーフレットによる損害賠償制度などの支援制度の周知広報        | 21 |
| 8  | 暴力団、匿名流動型グループ犯罪被害者による損害賠償請求に対する支援等の充実 | 22 |
| 9  | 犯罪被害預金口座等対策による被害回復の促進                 | 22 |
| 10 | 犯罪被害者へのカウンセリング実施の配慮                   | 22 |

## 人材の育成

- |     |                                |    |
|-----|--------------------------------|----|
| 1   | 職員等に対する犯罪被害者等支援に係る研修の実施等       | 23 |
| (1) | 県職員に対する研修                      | 23 |
| (2) | 警察における研修                       | 23 |
| 2   | 市町村担当者に対する研修の実施等【再掲】           | 23 |
| 3   | 被害者等支援従事者に対する研修                | 23 |
| (1) | DV被害者支援従事者に対する研修の実施            | 23 |
| (2) | 高齢者虐待防止対応人材養成研修の実施             | 23 |
| (3) | 学校における研修等の実施                   | 23 |
| (4) | 救命救急センター等への性暴力対応看護師（SANE）の配置促進 | 23 |

## 柱3「社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成」

### 県民の理解

- |     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 1   | インターネットやリーフレットを活用した広報周知 | 24 |
| (1) | 総合的対応窓口の広報周知            | 24 |
| (2) | 警察による広報周知               | 24 |

2	潜在化しやすい犯罪被害に関する周知広報	24
(1)	児童虐待に関する広報周知	24
(2)	DVに関する広報周知	24
(3)	性犯罪・性暴力に関する広報周知	25
3	学校における犯罪被害者等支援の広報周知等	25
4	外国人被害者への広報啓発	26
5	犯罪被害者月間に合わせた広報啓発	26
6	犯罪被害者等支援関係団体への広報啓発	26
(1)	犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発	26
(2)	医療関係者への広報啓発等	26
(3)	犯罪被害当事者団体との協力による広報啓発	26
7	県民、事業者等に対する被害者等支援の広報啓発【再掲】	26

## 柱1「犯罪被害者等に対する支援フローの確立」

### 総合的な支援体制の整備

- 犯罪被害者等が支援の網から取り零れさることがないように、犯罪被害者等に対する支援体制を整備するため、国、市町村、民間支援団体等と連携し、被害者支援連絡協議会や被害者支援地域ネットワークを始め、様々な犯罪被害に対する連携の促進を行ってまいります。
- 県内における犯罪被害者等支援施策が総合的かつ計画的に進められるよう、犯罪被害者等支援に関する市町村条例の制定促進等を行ってまいります。

項目		
通称	事業概要	所管部局等
1	総合的対応窓口の設置及び相談体制の充実等	
1	犯罪被害者等からの相談や問合せに対応して、関係局や関係機関・団体等の支援制度に関する情報提供や橋渡しを行うなど、総合的な対応を行うための窓口を設置するとともに、対人援助の経験を持つ支援員を配置するなど、相談体制の充実強化を図る。	防災安全局
2	犯罪被害者等へ、複数の関係機関等による支援制度やサービスを包括的に提供するため、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、支援全体のハンドリングを行うとともに、関係機関等との支援調整会議の開催を通じて支援計画を策定するなど、多機関ワンストップサービス体制による支援を実施し、相談体制の充実強化を図る。また、必要に応じてアドバイザー等（外部の社会福祉士等）から助言を受けながら支援を行う。	防災安全局
3	犯罪被害者が死亡する事件や事故が発生した場合に、遺族の同意を得て、県警察から支援に必要な情報の提供を受け、県及び関係市町村で共有できる体制を構築し、遺族から相談があった際の円滑な支援に役立てる。	警察本部 防災安全局
2	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進等	
4	愛知県被害者支援連絡協議会の会員相互における連携並びに相互の協力を強化し、犯罪被害者が置かれている立場への理解を深めるための研修、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を通じ、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。	警察本部 防災安全局
3	民間支援団体等に対する連携の促進	
5	市町村における困難な問題を抱える女性への支援体制の強化を図るため、愛知県女性相談支援センターにおいて、必要な情報の提供や他の支援機関との調整、困難事例への技術的支援等、専門的支援を提供する。また、駐在室においても、管内市町村からの相談に対する助言や支援のつなぎ、児童相談センターや社会福祉施設、警察を始めとした地域の関係機関のネットワークづくりを行う。	福祉局

6	いじめに関わる会議を開催し、各機関との連携を図る。	教育委員会
7	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、支援調整会議を設置し、必要な情報共有や、支援内容に関する協議等を行う。また、民間支援団体との意見交換会や事例検討を実施し、様々な支援の場で活動する民間支援団体との連携を促進する。	福祉局
4	愛知県内の市町村における犯罪被害者等支援体制の充実	
(1)	愛知県内における犯罪被害者等支援に関する市町村条例制定の促進	
8	市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、市町村に対し、情報の提供その他の必要な支援を行う。	防災安全局
9	犯罪被害者の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するように、市町村の担当部局に対し、犯罪被害者支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画、指針等の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等への協力を行う。	警察本部
(2)	市町村担当者に対する研修の実施等	
10	市町村における犯罪被害者支援担当者に対して、犯罪被害者等の置かれている立場や、被害者支援の現状等について理解を増進するための研修を実施する。	防災安全局
11	市町村間の連携及び協力の促進を図るため、市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。	警察本部
5	「犯罪被害者支援ハンドブックあいち」の更新・公表	
12	県、国、市町村や関係機関、団体等における支援内容や相談窓口について記載した「犯罪被害者支援ハンドブックあいち(初版:2009年作成)」について、毎年、最新の情報に更新した上で、公表する。	防災安全局

## 相談、情報の提供等

- 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談対応を行う総合的対応窓口の充実・強化を図るとともに、その認知度を高めてまいります。
- 犯罪被害者等に対する、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介等の施策を行うとともに、その施策について、多岐にわたる犯罪被害等へ対応できるよう、充実を図ってまいります。

項目		
通し番号	事業概要	所管部局等
1	総合的対応窓口の設置及び相談体制の充実等【再掲】	
13	犯罪被害者等からの相談や問合せに対応して、関係局や関係機関・団体等の支援制度に関する情報提供や橋渡しを行うなど、総合的な	防災安全局

	対応を行うための窓口を設置するとともに、対人援助の経験を持つ支援員を配置するなど、相談体制の充実強化を図る。(再掲)	
14	犯罪被害者等へ、複数の関係機関等による支援制度やサービスを包括的に提供するため、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、支援全体のハンドリングを行うとともに、関係機関等との支援調整会議の開催を通じて支援計画を策定するなど、多機関ワンストップサービス体制による支援を実施し、相談体制の充実強化を図る。また、必要に応じてアドバイザー等（外部の社会福祉士等）から助言を受けながら支援を行う。(再掲)	防災安全局
15	犯罪被害者が死亡する事件や事故が発生した場合に、遺族の同意を得て、県警察から支援に必要な情報の提供を受け、県及び関係市町村で共有できる体制を構築し、遺族から相談があった際の円滑な支援に役立てる。(再掲)	警察本部 防災安全局
2	警察における相談体制の充実	
(1)	犯罪被害者等に対する相談体制充実	
16	全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、ハートフルライン、性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口の効果的な運用及び交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。	警察本部
17	犯罪被害者の住所地、実名又は匿名の別等を問わず、相談に応ずるとともに、犯罪被害者の要望に応じ、関係機関又は団体に関する情報の提供又はこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者が相談しやすい対応及びその負担軽減を図る。	警察本部
18	暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与している犯罪、福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービス、労働の強要等を含む。）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う、匿名通報ダイヤル制度の適切な運用により、これら事件の早期認知及び検挙に努め、犯罪被害者を早期に保護する。	警察本部
(2)	犯罪被害者等に対する支援体制の充実	
19	あらかじめ指定された犯罪被害者支援要員が、事件発生直後から犯罪被害者への付添い、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関、犯罪被害者の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなどする犯罪被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。	警察本部
(3)	「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施	
20	犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担を軽減すること等に活用できる「被害者手帳」の作成・交付、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保	警察本部 防災安全局

	管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組について、犯罪被害者等の心理的負担等に配慮しつつ進める。	
(4)	犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実	
21	犯罪被害者支援に関するウェブサイトについて、各種支援機関団体と連携の上、支援施策等に関する情報等を適宜更新し、その充実を図る。	警察本部
3	心に悩みをもつ犯罪被害者等への対応	
22	心に悩みを持つ犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の方々が気軽に相談できるように、相談体制の整備・相談窓口の周知を図る。	保健医療局
4	児童虐待への相談対応など	
(1)	被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	
23	関係機関のネットワークを強化するため、愛知県要保護児童対策協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護などの関係機関との連携や情報の共有に努めるとともに、児童相談センターにおいて児童虐待通告に際し、学校、保育園・幼稚園、病院、警察などとの連携を強化するため、関係機関連絡調整会議を開催する。	福祉局
(2)	学校における教育相談体制の充実等	
24	学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、私立高等学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー配置や、いじめの未然防止に資する教員研修等の実施に対する助成を実施する。	県民文化局
25	心の問題とともに家庭環境など複雑な背景を抱える生徒に対し、生徒が置かれた環境にはたらきかけ、生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行うため、県立学校にスクールソーシャルワーカーを設置する。	教育委員会
26	政令指定都市・中核市以外の市町村がスクールソーシャルワーカーを設置した場合、経費を一部補助する。	教育委員会
(3)	被害児童からの事情聴取における配慮等	
27	被害少年が早期に適切な支援を受けることができるように、相談窓口を愛知県警察のウェブページ、SNS等に掲載するほか、非行防止教室等の様々な機会を利用するなどして、被害少年及びその保護者に対する効果的な周知・広報を図る。また、少年相談室を整備するなど、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。	警察本部
(4)	県全域での関係機関のネットワーク強化	
28	関係機関のネットワークを強化するため、愛知県要保護児童対策	福祉局

	協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護などの関係機関との連携や情報の共有に努めるとともに、児童相談センターにおいて児童虐待通告に際し、学校、保育園・幼稚園、病院、警察などとの連携を強化するため、関係機関連絡調整会議を開催する。(再掲)	
(5)	増加する児童虐待相談に対応するための体制強化	
29	子どもを安全に保護するための警察官OBや児童の一時保護等を迅速に行うための児童移送に対応する職員の配置など、児童相談センターの機能を十分に発揮できるよう体制の強化に努める。また、児童相談センターに、児童虐待に対応する弁護士、法医学専門医師、精神科医師を配置し、それぞれの専門的分野からのバックアップ及び支援を受けられる体制を確保する。	福祉局
(6)	SNSによる相談対応など	
30	休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル(189)や子育ての悩み等の相談を行う「親子のための相談LINE」に専門的知識を有する相談員が対応することにより、子どもからの相談や子どもに対する悩みなど子育ての困り事等を気軽に相談できる体制を強化する。	福祉局
31	報告・相談アプリを活用し、様々な不安やストレスを抱える児童生徒に対する相談体制を整備する。	教育委員会
32	悩みや不安を抱える児童生徒や保護者等がいつでも相談ができるように、こころの電話(愛知県教育・スポーツ振興財団)の相談時間以外の時間(22時～翌朝10時)までを転送電話による在宅相談対応を実施する。	教育委員会
5	性犯罪・性暴力被害への相談対応等	
(1)	「性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター」における相談対応等	
33	被害直後から被害者への総合的な支援を行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」である、「性暴力救援センター日赤なごやなごみ」の運営を支援する。	防災安全局
34	性犯罪被害者への支援を行う「ハートフルステーション・あいち」の運営を行う。	警察本部
(2)	性犯罪・性暴力被害者支援相談窓口の広報啓発	
35	県ウェブページで相談窓口を周知するとともに、被害相談の約7割が20歳以下の若年層であることから、県内全ての高校生に相談窓口を記載した啓発カードを配付する。	防災安全局
36	若年層向けに相談窓口(＃8891(全国共通短縮ダイヤル))の効果的な広報を行う。	防災安全局
(3)	性犯罪・性暴力被害者への支援体制の構築	
37	性犯罪・性暴力の被害者は、その多くが被害を警察に相談することができないため、医療やカウンセリングなどの適切な支援に結び	防災安全局

	ついていない状況があることから、(公社) 被害者サポートセンターあいちを中心に、県内各地の救命救急センター等と「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」との連携協力体制を構築する。	
(4)	女性警察官の配置等	
38	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図る。	警察本部
(5)	性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	
39	ハートフルステーション・あいち等の相談窓口に関する広報等を行うことにより、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。	警察本部
40	事件化を望まない性犯罪被害者に対して、当該被害者の同意を得た上で、連絡先、相談内容等を被害者サポートセンターあいちをはじめとする犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるように努める。	警察本部
6	DV被害等への相談対応等	
(1)	女性弁護士による法律相談等	
41	愛知県女性相談支援センターにおいて、法的な知識や助言が必要となる相談にも対応できるよう、弁護士による法律相談やDV専門電話相談を実施する。	福祉局
(2)	「ひとり親家庭福祉制度のしおり」等による情報の提供など	
42	離婚が成立していないDV被害者が、長期にわたって「遺棄されている」状態が継続すると見込まれる場合は、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度を利用することができることから、これらの取扱いを、母子家庭等の支援施策をまとめた「ひとり親家庭福祉制度のしおり」等により周知を図る。	福祉局
43	父又は母が保護命令を受けた児童等は、児童扶養手当及び愛知県遺児手当の支給対象となることから、これらの取扱いを、母子家庭等の支援施策をまとめた「ひとり親家庭福祉制度のしおり」等により周知する。	福祉局
(3)	ひとり親家庭等への情報の提供	
44	母子家庭の子どもの保育所への優先入所等の保育サービス等について、DV被害者に情報提供を行い、市町村と連携を図って、状況に応じた自立支援に向けての対応を実施する。	福祉局
45	子どものいるDV被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業の就業相談や就業支援講習会、無料職業紹介、キャリアカウンセラー、母子・父子家庭自立支援給付金等の積極的な活用を促進する。	福祉局
46	事案に応じて、母子生活支援施設への入所、児童扶養手当等の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等について、福祉事務所への相	福祉局

	談を勧める等情報提供を実施する。	
(4)	児童相談所虐待対応ダイヤル等による相談体制の強化	
47	休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）や子育ての悩み等の相談を行う「親子のための相談LINE」に専門的知識を有する相談員が対応することにより、子どもからの相談や子どもに対する悩みなど子育ての困り事等を気軽に相談できる体制を強化する。（再掲）	福祉局
(5)	複雑かつ多様化する相談状況に対応するための体制強化等	
48	複雑かつ多様化する相談に適切に対応するため、職員に対する法律的な助言を行う嘱託弁護士を愛知県女性相談支援センターに配置する。	福祉局
49	女性相談支援員等の経験年数や職務に応じた研修を体系的・継続的に実施し、幅広い専門知識や相談支援技術の向上を図る。また、最も身近な相談窓口である市町村の職員や女性自立支援施設を始めとする民間の支援者等を対象とした研修を実施し、女性支援の基礎となる知識や支援技術の向上を図る。	福祉局
50	男性からのDV被害相談に対応するため、県の配偶者暴力相談支援センターとして、専門的知識を持った相談員による男性向けDV電話相談を実施する。	福祉局
(6)	外国人DV被害者への対応	
51	日本語でのコミュニケーションが難しい、外国にルーツのある支援対象者のため、愛知県女性相談支援センターに複数言語の通訳者を確保し、必要な際に随時対応する。	福祉局
52	多文化ソーシャルワーカーが、多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、日本語）での相談、情報提供を行うとともに、複雑な問題に対して、関係する専門機関と協力しながら継続的な支援を行う。また、外国人向けの弁護士相談や在留関係・労働関係・消費生活関係の専門相談を実施する。	県民文化局
53	外国人DV被害者に相談窓口の情報提供をするために、外国語版啓発資料を作成・配布する。	県民文化局
(7)	被害者の自立に向けた支援の実施	
54	愛知県女性相談支援センター、市町村、県福祉相談センター、児童相談所、社会福祉施設、社会福祉協議会等、関係機関が連携し、DV被害者等の支援対象者の意思を尊重しながら、自立に向けた総合的な支援を行う。	福祉局
7	交通事故・事件の被害者への相談対応等	
55	交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決を行う。	県民文化局

56	犯罪被害者等からの相談や問合せに対応して、関係局や関係機関・団体等の支援制度に関する情報提供や橋渡しを行うなど、総合的な対応を行うための窓口を設置するとともに、対人援助の経験を持つ支援員を配置するなど、相談体制の充実強化を図る。(再掲)	防災安全局
57	犯罪被害者等へ、複数の関係機関等による支援制度やサービスを包括的に提供するため、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、支援全体のハンドリングを行うとともに、関係機関等との支援調整会議の開催を通じて支援計画を策定するなど、多機関ワンストップサービス体制による支援を実施し、相談体制の充実強化を図る。また、必要に応じてアドバイザー等（外部の社会福祉士等）から助言を受けながら支援を行う。(再掲)	防災安全局
58	犯罪被害者が死亡する事件や事故が発生した場合に、遺族の同意を得て、県警察から支援に必要な情報の提供を受け、県及び関係市町村で共有できる体制を構築し、遺族から相談があった際の円滑な支援に役立てる。(再掲)	警察本部 防災安全局
8	労働問題への相談対応	
59	あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー及び県民事務所等（尾張県民事務所を除く）において、賃金、解雇、労働時間、休日、就業規則、労働組合など労働に関する問題について労働者・事業主を問わず、労働相談員が相談対応を行う。	労働局

## 民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性を考慮し、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、民間支援団体に対し、広報啓発や民間支援員の養成及び情報の提供などの支援とともに、その運営・活動への協力を行ってまいります。

項目		
区分	事業概要	所管部局等
1	情報の提供と運営・活動への協力	
60	犯罪被害者等へ、複数の関係機関等による支援制度やサービスを包括的に提供するため、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、支援全体のハンドリングを行うとともに、関係機関等との支援調整会議の開催を通じて支援計画を策定するなど、多機関ワンストップサービス体制による支援を実施し、相談体制の充実強化を図る。また、必要に応じてアドバイザー等（外部の社会福祉士等）から助言を受けながら支援を行う。(再掲)	防災安全局
61	市町村や関係機関・団体で実施している福祉サービス等に関する情報提供を行うとともに、要望に応じてそれらの機関への橋渡しを行う。	防災安全局
62	被害直後から被害者への総合的な支援を行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」である、「性暴力救援セン	防災安全局

	ター日赤なごやなごみ」の運営を支援する。(再掲)	
63	困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、居場所の提供やアウトリーチ支援等、公的支援の枠組みでは対応が難しい取組を行う民間支援団体の活動に対し助成を行う。	福祉局
64	民間被害者支援団体による支援が適切に行われるように、犯罪被害者の実態、当該支援に資する事項、二次的被害を防止するための留意事項に関する必要な情報提供等を行い、同団体の運営及び活動に協力する。	警察本部
2	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等	
65	愛知県被害者支援連絡協議会等において、犯罪被害者が必要とする支援についての相談対応、情報提供、適切な機関等への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援する。	警察本部 防災安全局

### 個人情報の適切な管理

- 犯罪被害者等支援による二次被害を生じさせないよう、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるため、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における個人情報の適切な管理を行うよう、啓発を行ってまいります。
- 犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識できるよう、啓発を行ってまいります。

項目		
区分	事業概要	所管部局等
1	支援従事者に対する個人情報の適切な配慮に係る啓発	
66	支援従事者による支援において、犯罪被害者等に係る個人情報の流出による二次被害等を防ぐとともに、その重要性や適切な取扱いを認識いただくための啓発を行う。	防災安全局
2	報道発表に対する配慮	
67	被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。なお、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	警察本部

## 柱2「多岐にわたる支援ニーズへの対応」

### 心身に受けた影響からの回復

犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復することができるようにするため、犯罪被害者等の置かれた状況を踏まえ、カウンセリングの実施や活用できる福祉制度の紹介など、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう取組を進めてまいります。

項目	事業概要	所管部局等
1	様々な犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施	
(1)	カウンセリング技能を有する職員の配置と犯罪被害者へのカウンセリングの実施	
68	公認心理師、臨床心理士等の資格を有する警察職員を効果的に運用し、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングの実施に努める。	警察本部
(2)	被害児童に対するカウンセリングの実施	
69	愛知県女性相談支援センターと児童相談センターが連携し、子どもの状況に応じた適切な対応を行う。	福祉局
70	面前DVを受け心理的ケアを必要としている子どもに対応するため、児童相談センターの体制強化を図り、児童心理司による心のケアを行う。	福祉局
2	被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等	
71	いじめや不登校等の生徒指導上の問題や、児童生徒へのカウンセリングや保護者・教職員への助言、支援を行うため県立学校にスクールカウンセラーを設置する。	教育委員会
72	名古屋市以外の公立小・中・義務教育学校に非常勤のスクールカウンセラーを配置する。	教育委員会
3	高次脳機能障害の方への支援	
73	脳外傷や脳血管障害などの疾患により脳にダメージを受けることで生じる認知機能障害や行動障害などの症状を、高次脳機能障害と呼ぶ。高次脳機能障害支援拠点機関では、支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害に関する専門的な相談支援を実施するとともに、高次脳障害支援に関する普及啓発を行い、関係機関との連携を図る。また、当事者団体において家族相談会を実施し、同じ立場の方との面談を通じ悩みを軽減することにより、社会復帰の促進を図る。	福祉局
4	一時保護施設における心理ケアの実施に向けた取組	
74	愛知県女性相談支援センター一時保護所に精神科の嘱託医師や保健師、心理の専門職員を配置し、専門的見地から、本人や支援従事者に必要な助言等を行う。	福祉局

5	「性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター」における相談対応等【再掲】	
75	被害直後から被害者への総合的な支援を行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」である、「性暴力救援センター日赤なごやなごみ」の運営を支援する。(再掲)	防災安全局
76	性犯罪被害者への支援を行う「ハートフルステーション・あいち」の運営を行う。(再掲)	警察本部
6	ひとり親家庭等への情報の提供【再掲】	
77	母子家庭の子どもの保育所への優先入所等の保育サービス等について、DV被害者に情報提供を行い、市町村と連携を図って、状況に応じた自立支援に向けての対応を実施する。(再掲)	福祉局
78	事案に応じて、母子生活支援施設への入所、児童扶養手当等の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧める等情報提供を行います。(再掲)	福祉局
7	精神保健福祉センター及び保健所における相談の実施	
79	精神保健福祉センター及び保健所において、心の健康相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施する。	保健医療局

## 安全の確保

犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、様々な犯罪被害の機関との連携強化を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況を踏まえ、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保などが行われるよう取組を進めてまいります。

項目		
品番	事業概要	所管部局等
1	再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等	
80	配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、愛知県女性相談センター、児童相談所等との連携を強化する。	警察本部
81	学校を始めとする関係機関等との連絡体制を構築するとともに、学校警察連絡協議会等の組織の活用を図り、加害少年又はその保護者に対する非行防止又は立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。	警察本部
82	16歳未満の子供を被害者とした暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、関係機関から出所者の情報提供を受け、定期的な所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うほか、関係機関等との連携強化に努める。	警察本部
83	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会、保護観察所その他の関係機関等と緊密に連携し、再被害の防	警察本部

	止に資する情報を当該再被害防止対象者に適切に提供するとともに、事案に応じた柔軟な対応に努める。	
84	暴力団等（愛知県警察保護対策実施要綱の制定（令和6年刑組・生総・地総・刑総・交総・備総発甲第225号）に定める暴力団等をいう。）による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。	警察本部
2	再被害の防止に向けた適切な加害者処置	
85	<p>ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への対応に関しては、被害者に危害が加えられる危険性又は切迫性に応じ、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進する。</p> <p>また、これら事案に適切に対応するため、関係機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、犯罪被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進する。</p>	警察本部
3	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組	
86	児童虐待の早期発見等に資する教養訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識及び技能の向上に努めるとともに、警察の児童虐待対策担当の幹部が、児童相談所等の関係機関との連携、児童虐待への専門的な対応に関する職員に対する指導等の業務に協力することで、児童虐待への対応力の強化を図る。	警察本部 福祉局
4	一時保護における多様な保護対象に対する安全確保の取組	
87	様々な困難な問題を抱える女性について、市町村や警察等からの依頼により、愛知県女性相談支援センターにおいて支援対象者それぞれの状況やニーズを適切に踏まえ、迅速な一時保護を行う。	福祉局
88	保護を必要とする女性に対し、心身の状況や緊急度等に応じた適切な支援が提供できるよう、愛知県女性相談支援センターにおいて適切な一時保護委託施設の確保を図る。	福祉局
5	一時保護施設における支援の充実及び体制の強化等	
89	愛知県女性相談支援センターにおいて、保護を必要とする女性の状況やニーズを踏まえ、一時保護委託施設と積極的に連携し、きめ細かい支援を提供する。	福祉局
90	愛知県女性相談支援センター、市町村、県福祉相談センター、社会福祉施設等関係機関による連携のもと、支援対象者の意思を十分尊重しながら、一時保護後を見据えた支援方針を決定する。	福祉局

6	一時保護における被害者及び職員の安全確保に向けた取組	
91	愛知県女性相談支援センターが一時保護中のDV被害者等が保護命令の申立てを行う時や医療機関を受診する時等、必要な外出をする場合には、安全確保や被害者の負担軽減、手続の円滑化のため、女性相談支援センターや市町村、県福祉相談センター等の連携により、同行支援を実施する。	福祉局
7	市町村に対する緊急一時保護実施の働きかけ等	
92	市町村が配偶者暴力相談支援センターの機能を有することができるよう働きかけを行うとともに、個別に、また会議や研修の場を通じて、設置運営に必要な助言や情報提供等を行う。	福祉局
93	市町村における女性支援やDV被害に関する相談窓口を明確化するとともに、実情に応じた支援体制が整備されるよう働きかける。	福祉局
94	DV被害者等を保護する観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出や住民票の写し等の交付の請求に対する拒否等の措置、医療保険の適切な取扱い等、市町村等の関係機関にDV被害者等の安全確保に係る措置について周知を徹底する。	福祉局
8	犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	
95	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるように、犯罪被害者が特定されないように工夫した上で、各種広報誌、愛知県警察のウェブページ、パトネットあいち、スマートフォン用アプリのアイチポリス等を効果的に活用し、身近な場所で多発している性犯罪、つきまとい、子供への声掛け、ひったくり等の発生状況等を発信する。	警察本部

## 居住の安定等

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の置かれた状況を踏まえ、県営住宅の入居に係る配慮などを行ってまいります。

項目		
区分	事業概要	所管部局等
1	県営住宅への入居に係る配慮等	
96	県営住宅へのDV被害者の優先入居と単身入居を行う。	建築局
97	賃貸住宅入居や就職等にあたって、女性自立支援施設等の退所者が円滑に身元保証人を確保できるよう支援する。	福祉局
2	DV被害者の優先入居等の実施に係る市町村への働きかけ	
98	市町村に対して、所管する公営住宅へのDV被害者の優先入居等の実施について働きかけを行う。	福祉局

3	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給	
99	生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又は喪失のおそれのある人に対し、住居を確保し、安心して就職活動ができるよう、住居確保給付金を支給する。	福祉局
4	公費負担制度による支援（一時避難措置、ハウスクリーニング費用）	
100	自宅が犯罪行為の現場となり、居住が困難となり、自ら居住する場所を確保できない場合等においては、一定の条件の下で、一時避難施設宿泊料及びハウスクリーニングに要する経費の公費負担を図る。	警察本部

## 雇用の安定等

犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、事業者に対して啓発するとともに、犯罪被害者等の置かれた状況を踏まえ、就業支援を行う。

項目	事業概要	所管部局等
1	DV被害者及び若年の犯罪被害者等への就業支援等	
101	DV被害者等の状況に応じて、愛知県女性相談支援センターにおいて、公共職業安定所における職業紹介、職業訓練等の就業支援等に関する情報提供や助言を行う。	福祉局
102	45歳未満のDV被害者や若年の犯罪被害者等に対して、あいち若者職業支援センターにおける職業選択サポート、心理の専門家等による就職相談、セミナー情報の提供等を行う。また、若年者の就職に関するワンストップサービス施設である「ヤング・ジョブ・あいち」において、国（愛知新卒応援ハローワーク、愛知わかものハローワーク）と連携しながら支援する。	労働局
2	ひとり親家庭等に対する就業支援	
103	ひとり親家庭の親の就業を支援するため、子育てをしながら働く人の就労に理解があり、その採用に意欲がある企業とのマッチングを推進する。	福祉局
104	ひとり親家庭の親の就業を支援し、経済的自立を促進するため、母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを実施する。	福祉局
105	子どものいるDV被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業の就業相談や就業支援講習会、無料職業紹介、キャリアカウンセラー、母子・父子家庭自立支援給付金等の積極的な活用を促進する。（再掲）	福祉局

3 県民、事業者等に対する被害者等支援の広報啓発		
106	県職員が無料で集会などの場に出向くなどして、県政の様々な分野について分かりやすく説明する「県政お届け講座」に犯罪被害者等支援の講座を設け、県民や事業者に対して、犯罪被害者等の置かれた状況や、その支援の必要性について広報啓発を行う。また、事業者に対しては、犯罪等の被害に遭った従業員が、仕事を続けられるようにするための職場環境の整備などについて、周知を行う。	防災安全局

## 経済的負担の軽減

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する見舞金等の制度を運用するとともに、犯罪被害者等の状況を踏まえ、活用できる福祉制度等の情報提供及び助言などを行ってまいります。

項目		
区分	事業概要	所管部局等
1 犯罪被害者等に対する給付金制度等の運用		
107	犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減等を図るため、犯罪被害者等見舞金、犯罪被害遺児支援金、再提訴費用助成金の3制度の運用を行う。	防災安全局
108	犯罪被害者等が弁護士による法律相談を受けた際の法律相談費用について、既存の支援制度が利用できない被害者等に対して、県が費用の助成を行うことで、経済的負担の軽減、法的支援の充実等を図る。	防災安全局
109	犯罪被害を受けた場所が自宅又はその周辺であるなど、再被害や二次被害のおそれがあり、従前の住居に居住することが困難な犯罪被害者等に対し、転居費用を助成することで、居住の安定を図り、被害者等が安全に安心して暮らすことができるようにする。	防災安全局
110	犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案に係る犯罪被害者への教示を徹底する。また、事案の内容に即して迅速かつ適性に裁定を行い、犯罪被害者等給付金の早期支給に努めるとともに、仮給付制度の効果的な運用等犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。	警察本部
2 性犯罪被害者等への医療費等の負担軽減		
111	性暴力被害者の経済的負担の軽減及び被害からの早期回復を図るため、被害者が医療機関における治療等を受けた際の医療費（緊急避妊措置料、性感染症検査料、精神的被害に係る治療費等）について、他の金銭給付を受けられない場合に公費負担を行う。	防災安全局
112	性暴力被害者の経済的負担の軽減及び被害からの早期回復を図るため、被害者が弁護士による法律相談を受けた際の法律相談費用	防災安全局

	について、他の支援制度を受けられない場合に公費負担を行う。	
113	性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費等の公費負担制度の活用を積極的に推進するとともに、これらの制度を周知する。	警察本部
3	ひとり親家庭への経済的な支援等	
114	県は 18 歳未満の児童を監護・養育し一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して愛知県遺児手当を支給するとともに、児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭に対する児童扶養手当を支給する。	福祉局
115	ひとり親家庭等に対して修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施する。	福祉局
116	家庭において精神又は身体に障害のある子どもを監護、養育している人に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度な障害のある子どもに障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。	福祉局
117	愛知県女性相談支援センターが一時保護する女性に同伴する児童が適切に教育を受けられるよう、一時保護所又は一時保護委託先へ学習支援員を派遣し、個々の学力に応じた学習指導を行う。	福祉局
4	学校における授業料の減免等	
118	県立大学、県立芸術大学、県立看護専門学校に在学する学生のうち経済的な理由により就学が困難な人に対して、国の修学支援制度に基づく授業料及び入学金の減免を実施する。	県民文化局 保健医療局 教育委員会
119	私立高等学校等に通う生徒の入学納付金及び授業料の負担軽減を図る。また、高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）制度を周知し、就学継続のための経済的な支援を実施する。 私立小中学校入学後に発生した保護者の失職・倒産等（犯罪被害に起因するものを含む）の家計急変により、授業料の納付が困難となった児童生徒の授業料の負担軽減を図る。 私立専修学校専門課程に通う低所得世帯等の学生に対して、国の修学支援制度に基づき授業料及び入学金の負担軽減を図る。	県民文化局
120	公立高等学校等に通う生徒の負担軽減を図る。	教育委員会
5	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給【再掲】	
121	生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又は喪失のおそれのある人に対し、住居を確保し、安心して就職活動ができるよう、住居確保給付金を支給する。（再掲）	福祉局
6	公費負担制度による支援（一時避難措置、ハウスクリーニング費用）【再掲】	
122	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなどして居住が困難となり、自ら居住する場所を確保できない場合等においては、一定の条件の下で、一時避難施設宿泊料及びハウスクリーニングに要する経費の公費負担を図る。（再掲）	警察本部
7	冊子、リーフレットによる損害賠償制度などの支援制度の周知広報	
123	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者の保護及び支援のための	警察本部

	制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容の充実を図る。また、当該冊子、パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許試験場等の窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会又は各種広報媒体を活用し、制度の周知を図る。	
8 124	暴力団、匿名流動型グループ犯罪被害者による損害賠償請求に対する被害回復アドバイザーを活用するとともに、公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター、愛知県弁護士会民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させる。	支援等の充実 警察本部
9	犯罪被害預金口座等対策による被害回復の促進	
125	特殊詐欺、悪徳商法事犯、ヤミ金融事犯等の被害認知時における口座凍結のための金融機関への情報提供など、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号)に係る金融機関への適切な対応をするとともに、被害回復分配金の支払手続に関する犯罪被害者への教示を徹底する。特殊詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の検挙と犯罪収益に着目した捜査活動を推進する。消費者行政担当課や消費者センター等関係機関との緊密な連携による被害回復へ支援を行う。	警察本部
10	犯罪被害者へのカウンセリング実施の配慮	
126	部外の精神科医、カウンセラー、被害者サポートセンターあいち等との連携を図り、犯罪被害者がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるように配慮する。	警察本部
127	犯罪被害者の精神的被害が大きく、早期に専門医による援助が必要なときは、精神科等医療機関における診断料等の公費負担制度を適切に運用する。	警察本部

## 人材の育成

犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、県職員や市町村担当者、被害者支援従事者に対する研修を実施してまいります。

項目		
区分	事業概要	所管部局等
1	職員等に対する犯罪被害者等支援に係る研修の実施等	
(1)	県職員に対する研修	
128	新規採用職員に対して、犯罪被害者等支援に関する研修を実施する。	防災安全局
(2)	警察における研修	
129	あらゆる機会を捉え、犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関	警察本部

	する教養・研修を行う。	
2	市町村担当者に対する研修の実施等【再掲】	
130	市町村における犯罪被害者支援担当者に対して、犯罪被害者等の置かれている立場や、被害者支援の現状等について理解を増進するための研修を実施する。(再掲)	防災安全局
131	市町村間の連携及び協力の促進を図るため、市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。(再掲)	警察本部
3	被害者等支援従事者に対する研修	
(1)	DV被害者支援従事者に対する研修の実施	
132	女性相談支援員等の経験年数や職務に応じた研修を体系的・継続的に実施し、幅広い専門知識や相談支援技術の向上を図る。また、最も身近な相談窓口である市町村の職員や女性自立支援施設を始めとする民間の支援者等を対象とした研修を実施し、女性支援の基礎となる知識や支援技術の向上を図る。(再掲)	福祉局
133	女性支援従事者が人権を尊重した支援を行えるよう、研修等を通じて、国籍や出自、疾病や障害、性暴力被害など過去の経験等に起因する差別や社会的排除、性自認を理由とする困難な状況等について理解を深める。	福祉局
(2)	高齢者虐待防止対応人材養成研修の実施	
134	高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が適切に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員等を対象とした「高齢者虐待防止対応人材養成研修」を実施する。	福祉局
(3)	学校における研修等の実施	
135	私立学校における人権教育を支援するため、研修など様々な機会を捉え、人権に関する資料や情報の提供に努める。	県民文化局
136	子どもと日常的に接している教育関係者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保育士等に対して、DVや性犯罪・性暴力の特性、各種支援制度の趣旨や内容についての周知徹底を図る。	福祉局
(4)	救命救急センター等への性暴力対応看護師(SANE)の配置促進	
137	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の取組を県内全域へと普及を図り、被害者がより身近に安心して相談することができる環境を整えていくため、性暴力対応看護師(SANE)の養成研修を実施し、県内各地の救命救急センター等への配置を促進する。	防災安全局

### 柱3 「社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成」

#### 県民の理解

県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、インターネットやリーフレット等を活用した広報啓発を行うとともに、犯罪被害者の置かれた様々な状況を踏まえ、潜在化しやすい犯罪被害の関係者に対し、理解増進を図るため周知・広報を行ってまいります。

項目		
区分	事業概要	所管部局等
1 インターネットやリーフレットを活用した広報周知		
(1) 総合的対応窓口の広報周知		
138	インターネットやリーフレットを活用した「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」に係る広報を実施する。また、市町村の総合的対応窓口も含めて、犯罪被害者等が携帯できる周知カードを作成し、警察署等で「被害者手帳」と合わせて配布するなど、窓口の周知を強化する。	防災安全局
(2) 警察による広報周知		
139	広報啓発用のパンフレットの作成、ウェブサイト上での犯罪被害者施策の掲載等により、犯罪被害者施策について周知を図るほか、テレビ、ラジオ、SNS等、県民の目に触れることの多い各種広報媒体の活用や、シンポジウムや講演会等の開催等により、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者を支える気運の醸成を図る。	警察本部
2 潜在化しやすい犯罪被害に関する周知広報		
(1) 児童虐待に関する広報周知		
140	11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間を中心とした啓発活動を実施し、広く県民に対して、早期発見に資する児童虐待通告の必要性を周知するなど、社会全体で児童虐待防止に取り組む。	福祉局
(2) DVに関する広報周知		
141	啓発カードの配布やウェブページの活用などにより、広く県民にDVや性被害が理解されるよう、様々な機会をとらえて啓発活動を進める。	福祉局
142	ウェブページや啓発カードなどを活用し、広く県民に対し、愛知県女性相談支援センターが実施する様々な支援策を周知する。	県民文化局 福祉局
143	DV防止と児童虐待防止双方の相談窓口を掲載したパンフレット等による啓発を行う。	福祉局
144	学校や市町村、団体等で行われる研修会等に講師を派遣し、DVの防止に向けた啓発活動を行います。とりわけ、学生等の若年層に対しては、デートDVの問題も含めた啓発活動を進めていく。	福祉局
145	市町村における女性支援やDV被害に関する相談窓口を明確化	県民文化局

	するとともに、実情に応じた支援体制が整備されるよう働きかけていく。また、市町村の相談窓口等を県のウェブページにおいて一元的に広報し、県民への周知を図る。	福祉局
(3)	性犯罪・性暴力に関する広報周知	
146	県ウェブページで相談窓口を周知するとともに、被害相談の約7割が20歳以下の若年層であることから、県内全ての高校生に相談窓口を記載した啓発カードを配付する。(再掲)	防災安全局
147	若年層向けに相談窓口(#8891(全国共通短縮ダイヤル))の効果的な広報を行う。(再掲)	防災安全局
148	大学生等を対象に、性暴力被害の実態や、被害者に対する支援、被害から自らの身を守る方法について学ぶ「性暴力被害防止セミナー」を県内の大学等の協力を得て開催する。	防災安全局
3	学校における犯罪被害者等支援の広報周知等	
149	児童生徒が人権や多様性への理解を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることができるよう、効果的な学習方法や指導方法の改善・工夫に努める。	教育委員会 県民文化局
150	児童、生徒の発達段階に応じて、女性の人権等、様々な人権課題に触れながら、人権教育の充実に努める。また教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対し、DVや性暴力の特性について周知徹底を図り、暴力防止の意識の早期からの醸成を促す。	教育委員会
151	人権教育・啓発において、誰もが自己実現を図り、生涯にわたり充実した人生を送ることができる社会の実現をめざす。	県民文化局
152	人権に関する学習活動を推進するため、必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図る研修会を実施する。	教育委員会
153	子どもと日常的に接している教育関係者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保育士等に対して、DVや性犯罪・性暴力の特性、各種支援制度の趣旨や内容についての周知徹底を図る。(再掲)	福祉局
154	中学生、高校生等を対象に、犯罪被害者や交通事故の被害者、そのご家族、ご遺族が講演者となり、命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会(「命の大切さを学ぶ教室」のことをいう。)及び命の大切さに関する自らの意見等についての作文を募る、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを開催することにより、犯罪被害者等への配慮及び協力意識の涵(かん)養並びに次世代を担う者の規範意識の向上に努める。	警察本部 教育委員会
4	外国人被害者への広報啓発	
155	愛知県女性相談支援センターにおいて、日本語でのコミュニケーションが難しい、外国にルーツのある方に適切に対応するため、複	福祉局

	数言語の通訳者を確保し随時対応するほか、必要に応じて対象言語の拡大を図る。また、通訳者に対しても、女性支援への理解の促進を図る。	
5	犯罪被害者月間に合わせた広報啓発	
156	犯罪被害者の参加及び協力を得て、犯罪被害者月間（毎年11月1日から12月1日まで）に、国や関係機関と連携を図り、被害者への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施する。	警察本部
6	犯罪被害者等支援関係団体への広報啓発	
(1)	犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発	
157	犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育又は法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に所属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。	防災安全局 警察本部
(2)	医療関係者への広報啓発等	
158	医師会等の協力のもとに、「医療機関向けDV対応マニュアル」等を活用し、DV被害者を発見した際の通報先や支援等、適切な対応がなされるよう周知を図る。	福祉局
(3)	犯罪被害当事者団体との協力による広報啓発	
159	県民に犯罪被害の実態について理解を深めていただくとともに、社会全体で犯罪の被害に遭われた方やそのご家族を支えていくため、犯罪被害当事者団体等と連携して、犯罪被害者等支援パネル展を開催する。	防災安全局
7	県民、事業者等に対する被害者等支援の広報啓発【再掲】	
160	県職員が無料で集会などの場に出向くなどして、県政の様々な分野について分かりやすく説明する「県政お届け講座」に犯罪被害者等支援の講座を設け、県民や事業者に対して、犯罪被害者等の置かれた状況や、その支援の必要性について広報啓発を行う。また、事業者に対しては、犯罪等の被害に遭った従業員が、仕事を続けられるようにするための職場環境の整備などについて、周知を行う。（再掲）	防災安全局